

第2回 第1部会における優先協議事項

会 派 名	自 民 党	民 主 党	公 明 党	共 産 党	未 来 創 造 ち ば	み ん な の 党
協議事項 (優先順位1位)	議員のあるべき姿	地方自治法改正の議員の 定数と報酬について	議員の職務についての検討	議員のあるべき姿の議論	議員のあるべき姿	議員のあるべき姿について
具体的な 協議内容	・議員のあるべき姿 (政治活動の実態) ・政令指定都市の議員の役割 (政令指定都市議員の仕事は何か、 政令市以外の議員の役割の比較) ・県事業と市事業を検討し、市選出県 議会議員との役割を明確にし、報酬の あり方を検討 ・政令指定都市議員は、専任でなけれ ば仕事ができない実態の調査等 (4年間の契約職員であり、その後の 生活保障がない実態) ・税制面の控除、退職金、共済、社会 保障、身分保障がどうあるかの調査	改正の主旨の研究 第29次地方制度調査会答申	議員報酬の支給根拠を少しでも裏づ けのあるもにする為に、他の自治体の 取り組みをふまえて、議員の職務につ いて共通理解する。	議員のあるべき姿にいて議論すること。 議会とは何か、議員とはどんな役 割を果たす必要があるか、求められて いるのか憲法と地方自治体の精神に 立って、議論していくこと。その際、議 会改革検討協議会で出された議論を ふまえて、今後どう発展させていくの か検討していくこと。進め方について は、市民アンケートを行い市民の声を 聞きながらその声に応じて対応するよ う具体化を図ること。	議員の身分に関することは、自らのこ とを自ら決めるだけに、客観性を担保 しつつ、科学的な説明をすることで、 説明責任が果たせると考える。 また、二代表制の中で真に機能さ せる議会とするためには、議員自身の 不断的努力は言うまでも無く、議会運 営を可視化し、議会の役割に関する 認識を市民と共有することが必要であ り、そのためには経験と多様な意見を 聞きとる力量と、幅広い知見が必要で ある。 議員個人としては、それぞれに従来の 取り組みがあることと思われるが、議 会のあり方検討協議会第1部会として は、議会として情報と認識を共有する ことが求められている。 そこで、今後の部会の進め方につい て、以下提案する。	
協議事項 (優先順位2位)	・二代表制において市長と同格の立 場であり、地方自治・原点・精神を共 通認識する	市民に対して定数と報酬を どう説明するか	議員の職務に基づいた報酬・ 定数についての検討	政務調査費のありかた	1. 市民が議員と議会に抱いているイ メージを、議会としてしっかり把握す る。 2. 先進事例について、当事者を招い て聞き取りをする(こちらから出向くと 経費がかかるので、交通費を負担して もお招きしたほうが効率的。費用負担 は政務調査費を活用する。負担方法 は各会派の按分。先例あり)。 3. 有識者を招き、現行の法や制度の 中で自治体議会と議員が果たすべき 役割、その中での課題、身分関する研 究を行った先進議会の事例などにつ いて聞き、千葉市議会として、議員の 身分について調査する理論的な枠組 みを定める。 4. 実態を調査分析する。 5. 分析の結果をもとに、前出の1～ 3項で得た知見に照らし合わせなが ら、部会として議論し、一定の見解を 出す。	議員報酬について
具体的な 協議内容	・退職金、身分保証も検討 これらが明確にならない限り、報酬や 定数の議論はできない。 財政改革、行政改革の成果だけ求め る報酬削減の議論はしない。 行政改革の成果をもとめるのであれ ば定数削減をすべき。		法令定数をふまえ、他の自治体の現 状等の情報収集をもとに共通認識す る。 (第3者委員会等を立ちあげ、参考意 見とする)	政務調査費での活用方法について検 討すること		
協議事項 (優先順位3位)		議員定数と議員報酬の 具体的内容議論	政務調査費制度の在り方、 金額についての検討			議員定数について
具体的な 協議内容		政令市の比較(人口、議員数、報酬)				